

構内交換設備等点検・保守業務特記仕様書

第1 業務内容

経済産業省総合庁舎の構内交換設備等運用に関する点検・保守を行う。

第2 業務仕様

- 1 共通仕様書第2編 定期点検及び保守第3章電気設備第9節通信・情報設備 構内交換装置と本特記仕様書を併せて適用する。なお、点検・保守の対象範囲は、機器表<26>による。
- 2 本業務を適切に行うため、別紙1の資格等を有する実施責任者及び一般技術者を各1名定め、業務場所において平日に常駐し、点検・保守を行う。
- 3 遠隔保守システム又はそれに代わる機能を用いた電子交換機の状態監視業務を、1日あたり24時間、年間を通して行う。
なお、現地修理が必要な場合は、厚生企画室に報告した上で、速やかに行う。

4 点検・保守業務

上記設備等が常に正常な機能を維持し、機器に適合した運用を行えるよう保全に関する業務を行う。詳細は以下のとおりとする。

- (1) 別館8階電話機械室内保守業務員室に常駐し、保守運用に必要な図面、原簿、記録簿等「別表 1-3-1」を常備し、室内は清潔、整頓、機器に適合した環境を維持する。
- (2) 機器の試験、点検は、「別表 1-3-2」に従い実施し、結果を記録し、必要に応じて補修する。
- (3) 故障又は障害発生時及び修理依頼を受けた場合は、原因を追求の上、適切な処置を行う。
なお、復旧に多大な時間、費用が予測される場合は、厚生企画室に報告し、対応を協議する。
- (4) 端末機器の増移設及び配線等の整備作業は、「別表 1-3-3」の範囲とする。
- (5) 施設管理担当者の指示により、設備の保全上必要な調査及び資料作成等があった場合は、報告を行う。
- (6) 日常作業の報告書は、保守管理端末機より平日のトラフィックデータを打ち出し、保守管理日誌に転記し厚生企画室に提出(1週間に1回)する。また、施設管理担当者からデータ編集の依頼を受けた場合には、それを実施する。
- (7) 各通信事業者の電話料金は、施設管理担当者が指定する日に、課金料金端末機より課金データを打ち出し、翌日総括管理業務実施者を通じて厚生企画室に提出する。また、施設管理担当者からデータ編集の依頼を受けた場合には、データの変更を行う。
- (8) 夜間切替タイマーの年間タイマーを年1回交換機のコマンドにて設定を行う。
- (9) その他設備等の保全上、施設管理担当者から現場業務の協力依頼を受けた場合には、協力を行う。
- (10) 電子交換機に対する遠隔保守システムを「別表 1-3-4」に従い実施し、結果を記録し1月あたり1回報告する。

5 その他

- (1) 保守作業に必要な設備等の部品及び配線材料等「別表 1-3-5」は支給品とし、施設管理担当者より授受する。
- (2) 点検・保守に必要な測定機器、工具類及び消耗品等については、当省が貸与、支給するものを除き、業務実施者が負担とするものとする。

46 「別表 1-3-1」 保守運用に必要な図面、原簿、記録簿等

項目	構内交換電話設備	個別交換電話設備
設備原簿	○	○
中継方式図	○	—
電話番号原簿	○	—
ケーブル系統図	○	—
端子表	○	—
機器配置図	○	○
接続系統図一	—	○
点検記録簿	○	○
障害記録簿	○	○

47

48 「別表 1-3-2」 機器の試験、点検

設備機器名	試験点検要領		
電子交換機	構成機器の形状並びに各回路の電氣的機能及びソフト的機能実施。		
電話機	構内交換電話設備等の破損、遠話の有無及び具備する機能実施。		
電源設備	整流装置の電圧測定実施。		
端末配線	構内交換電話設備等の敷設電線の現状確認と要補修箇所の調査実施。		
1. 目視点検は、構成機器の形状及び作動について実施する。			
2. 機能試験は、回路構成に応じた電氣的試験による作動、通話について実施する。			
3. 機能試験時は、目視点検を含むものとする。			
主設備機器名	設備機器名	目視点検	機能試験
構内交換電話設備 (経済産業省)	各種トランク	年1巡	年1巡
	共通制御機器	年1巡	年1巡
	端末管理装置	年1巡	年1巡
	電源設備	月1巡	測定月1巡
	PC中継台	年4回	年4巡
	各種サーバ	年1巡	
	通話再生端末	年1巡	
	IVR	年1巡	
	配線盤(機械室内)	月1回	—
	配線盤(機械室外)	月1回	—
	端末電話機	—	—
端末配線	—	—	
個別交換電話設備 (財務省) (参議院別館)	ボタン電話主装置	(事後保全)	(事後保全)
	ボタン電話機	(事後保全)	(事後保全)
	端末配線	—	(事後保全)

49

50 「別表 1-3-3」 端末機器の増移設・配線等の整備作業及び設定の変更等

項目	範囲
単独電話機の増付替作業	5台以内の同時作業で、当省の支給品があり、点検・保守業務上支障の無い場合
多機能電話機の増付替	5台以内の同時作業で、当省の支給品があり、点検・保守業務上支障の無い場合
交換機、中継台の部品交換	補修用部品、調整工具等支給品がある場合
その他機器の補修整備	部品、配線材の支給品があり、点検・保守業務遂行上支障ない場合

51

52 「別表 1-3-4」 電子交換機に対する遠隔保守システム又はそれに代わる機能をみたすもの

項目	範囲
リモート点検周期 (CX-01L)	月1回
リモート点検項目 (CX-01L)	(1) システム装置状態
	(2) 内線/トランク情報
	(3) 各種登録表示
	(4) トラフィック測定 (必要時)
	(5) ロギングデータ (障害情報) 出力、分析
	(6) 日時 (時計確認)
システム状態監視 (CX-01L)	1日当たり24時間、年間を通して行う
システム状態監視 (各種サーバ)	1日当たり24時間、年間を通して行う
システム状態監視 (IVR)	1日当たり24時間、年間を通して行う

53

54 「別表 1-3-5」 支給する保守用消耗品

項目	部品名
交換機、PC中継台	ヒューズ類、トナー類、プリンタ用紙
電話機類	コード類
配線材	TIVF線、盤内ジャンパー線、電話用ケーブル類、ワイヤプロテクタ、テープ類
その他	ウエス、ハンダ、ビス類及び上記機器の構成部品並びに設備管理用用品 (電話機)

55